

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習日程及び講習会場

イ 令和二年九月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

ロ 令和二年十二月一日

埼玉県坂戸市大字石井二千三百二十七番地一

埼玉県坂戸保健所

ハ 令和三年二月十日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷保健所